

福谷

市民ネットワークの福谷章子です。

通告に従いまして議案質疑を行います。

議案第2号・個別外部監査契約に基づく監査について伺います。

本議案にかかわる事務監査請求の請求者は、「2004年1月に発覚した花沢三郎県議の税滞納免除問題から明らかとなった不正で、**不透明な徴収事務に対する市民の不信は、いまだにぬぐわれていない**」として、市税の徴収事務のうち、特別処分及び不納欠損処理の法規性と滞納整理事務システムの実効性について、**個別外部監査契約に基づく監査**を求めています。

事務監査請求では、地方税法に基づかない徴税免除制度、特別処分を市が秘密裏に長年にわたり設け、花沢県議の税免除も、特別処分とすることで不正発覚を防ごうとしていたこと、不納欠損処理額が過去4年間で倍増している報道がされたことを挙げ、「**市は、特別処分の導入経緯と特別処分、不納欠損処理の適法性と正当性、市税滞納事務の実効性についての説明責任を果たす義務がある**」としています。

しかし、「市の内部調査、議会審議などでは不透明なままで、説明責任は果たされたとは言えず、市の自浄能力と危機意識の欠如である」と指摘しています。花沢県議の税滞納免除問題にかかわった元納税管理課長らの裁判では、検察は、特別処分で免除した滞納税を不納欠損額から除外したとし、不納欠損額に計上したとする市の主張と異なった見解が示され、総務省からは、特別処分は不適切であり、税務の公平性でも問題であると報道されたと述べています。

さらに、2004年9月の税務部による特別処分関係調査は不十分であり、市民の信頼を担保する上でも第三者の専門家による監査が必要であるとし、また、監査委員による行政監査である、納期限を経過した市税の取り扱いに関する事務の執行についてにおいては、現況の滞納整理事務の不十分さは明らかにされているが、全体かつ過去にさかのぼった監査は行われず、現況の滞納整理事務システムの監査まで踏み込んでいないことを理由として、監査委員の監査にかえて、**個別外部監査を求めています**。

本議案は、地方自治法第75条第1項にのっとりたもので、有権者の50分の1以上の2万2,091人の明確な意思に議会がどのようにこたえるか、非常に重い意味を持つものと考えています。また、千葉市においては、個別外部監査請求は過去に例がなく初めてであり、監査委員からは、外部監査制度の趣旨からすると、本件請求については、個別外部監査に基づく監査によって実施することが適当である、という意見が付されて市長に通知され、今回、議会に提案されました。

そこで伺います。

事務監査請求というのは、市長も議会も請求できますが、今までしてきませんでした。市長は、そこまでして説明責任を果たすつもりはなかったとも考えられますが、市民の事務監査請求で動かざるを得ない立場に立った今、この2万2,091人の意思、みずから名前を書き、住所を書き、生年月日を書き、印鑑を押し、印鑑を持ち合わせない者は拇印を押ししたこの市民の意思を、市長は、真摯に受けとめると答弁されておりますが、さらにまた、この2万2,000余名に伝えたいメッセージがあったらお聞かせください。

次に、監査委員の付議した意見は、監査委員の監査にかえて、個別外部監査契約に基づく監査により実施することが適当であると判断したというもので、議員としても判断のよりどころとなります。監査委員は、昨年4月から6月に、納期限を経過した市税の取り扱いに関する事務の執行に関する行政監査を実施され、対応の素早さと結果は評価に値するものでしたが、特別処分の存在にまで言及することはできませんでした。

	<p><u>そこで伺いますが、さきの行政監査に対するみずからの評価と、監査委員による監査の限界があるとすればお聞かせください。</u></p> <p><u>次に、市長は、今回の監査委員の通知による、個別外部監査契約に基づく監査の必要性を感じておられるのか。また、その監査テーマに対して、どのような評価をされているのか、お聞かせください。</u></p> <p>次に、昨年9月の総務委員会における個別外部監査契約の期間と費用の議論では、2年間で2億円相当であるという答弁がなされていましたが、今回、個別外部監査が行われた場合は、1年間で2,000万円を想定しているとのこと。その算定方法はどのようなものか、伺います。</p> <p>次に、監査委員の意見によりますと、情報処理に関する高度な専門知識が必要とされています。そのため外部監査人は、<u>公認会計士、補助者として情報処理技術にたけた者と考えられているようですが、その選定方法についてお聞かせください。</u></p> <p><u>最後に、外部監査人からの資料請求に関しては積極的に応ずるとともに、現存する資料の所在をリストアップするような配慮も必要かと思いますが、いかがでしょうか。</u></p> <p>以上、1回目の質疑といたします。</p>
鶴岡市長	<p>事務監査請求に係る私に対する2点の御質問にお答えをします。</p> <p>このたびの事務監査請求については、真摯に受けとめております。特別処分や不納欠損額については、これまでできる限りの調査を行い、議会へ報告してきたところでありますが、失った信頼はまことに大きく、信頼を回復するには時間を要するものと改めて認識しております。</p> <p>今後とも、税務行政の公平かつ公正な執行に努めるとともに、市民の皆様の信頼回復に最大限努力してまいります。</p> <p>次に、個別外部監査契約に基づく監査の必要性についてですが、去る1月13日に監査委員から、個別外部監査に付すことについての意見をつけて通知がありましたので、地方自治法の規定に基づき、このたび付議したものであります。また、監査テーマにつきましては、請求者の御意思であり、その評価についてはコメントする立場にはないものと存じております。</p>
代表監査委員	<p>個別外部監査契約についての御質問でございますけれども、この監査につきましては、定期監査に合わせまして3カ月間という短期間で、滞納者の実態調査、督促、滞納処分、処分停止等に着眼点を絞って行ったものでございます。監査と申しましても、議員も御承知のとおり、一応年間計画を立てて定期監査をやったり、いろいろな監査がございます。その中に、あえて今回、短期間の中でやったわけございまして、その結果につきましても、十分かどうかわかりませんが、精いっぱい努力をしたところでございます。</p> <p>なお、監査に限界があるかとのお尋ねですが、監査委員が行う監査については、限界があるとは考えにくいところでございます。</p>
財政局長	<p>個別外部監査契約に基づく監査について、外部監査委員からの資料請求に関する御質疑でございますが、この資料請求につきましては、誠意を持って対応してまいりたいと考えております。</p>
代表監査委員	<p>(議長からの答弁もれを指摘されて) どうも失礼申し上げました。</p> <p>業者の選定基準とか算定方法ということですか、これは先ほども答弁して、ちょっと落として申しわけなかったんですが、これにつきましては、先ほど申しましたとおり、包括外部監査等々を参考にしながら、これらにつきましては、関係部局と一応協議して進めてまいりたいと、このように考えております。</p>
福谷	<p>では、二度目の発言をさせていただきます。</p> <p>今の包括外部監査を参考にしてというのは、<u>1年間で2,000万円という、今回もし行われるとする個別外部監査の算定方法、それも包括外部監査の方を参考にしてというふうに判断してよろしいのかどうか。</u>その点に関して答弁があいまいに感じられますので、再度確認をしたいのでお答えいただきたいと思っております。</p>
代表監	<p>お答えします。</p>

査委員	<p>仮定の話として、これが本議会で通っていったら大体どういう業務量になるかということ、それとどういふところへお願いするかということで、やはり協議していかないと何とも明確には出てこないわけですが、どのぐらいの業務量というのがありますから。</p> <p>ただ、今お尋ねされた段階でお話しすれば、包括外部監査の例もございますので、その辺等々のものを参考にしながら、今後、関係部局と詰めていきたいと、こういうことでございます。</p>
福谷	<p>1年間で2,000万円という数字は、既に出された数字ですので、今後の協議という答弁は不十分であるかと考えます。そこについてお答えいただきたかったということ。<u>既に算定されていたわけですから、その算定された方法についてお答えいただきたかったわけですから、</u>ということを申し上げておきたいと思っております。</p> <p>最後にですが、この2万2,000余名の市民の意思があるわけですから。この2万2,000余名の意思で、私たち議会もそうですし、行政当局も見守られているということは、これは大変誇るべきことであり、心強いことであり、なおまた今後、襟を正していこうと心新たに思うわけでありまして。</p> <p>鶴岡市長も真摯に受けとめられているということですが、この2万2,000余名の心が鶴岡市長の心にも届いていると信じまして、私たちも真摯に、そして適切に判断してまいりたいということを申し上げまして、私の質疑を終わります。</p>